



DAISUÉ

証券コード 1814

第79回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（午前9時に開場いたします。）

開催
場所

大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号
当社9階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

※EXPO2025 大阪・関西万博開催中のため、交通機関が混み合う可能性があります。ご来場の際は時間に余裕をもってお越しください。

決議事項

第1号
議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

第2号
議案

取締役（監査等委員である取締役等を除く。）
に対する業績連動型株式報酬等の額および
内容決定の件

目次

第79回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	8
事業報告	20
連結計算書類	38
監査報告書	40



インターネットによるライブ配信を実施いたします。

・ライブ配信の詳細は、5～7ページをご確認ください。

大末建設株式会社

株主各位

大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号

大末建設株式会社

代表取締役社長 村尾和則

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.daisue.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（大末建設）または証券コード（1814）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------------|----------|---|
| 1 日 | 時 | 2025年6月26日（木曜日）午前10時
[午前9時に開場いたします。] |
| 2 場 | 所 | 大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号 当社9階会議室 |
| 3 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第79期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役等を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1)本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の以下の事項
- 「主要な事業内容」「主要な営業所」「従業員の状況」「主要な借入先」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- (2)インターネットによる方法と議決権行使書面と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。
- (3)ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページのインターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。



株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

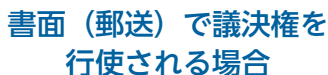


同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2025年6月26日 (木曜日)

午前10時（受付開始：午前9時）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月25日 (水曜日)

午後5時30分到着分まで



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日 (水曜日)

午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 御中 株主総会日 議決権の数 ××××年××月××日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; height: 30px;"></td> <td style="width: 70%; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> 議決権現在のご所有株式数 議決権の数 XX 株 XX 股 1. 2.				

見本

ログイン用QRコード

ログイン用

XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

QRコード

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

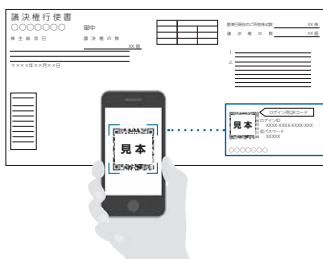
インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

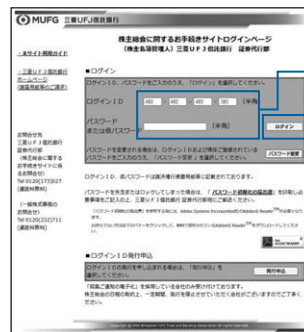
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

～株主総会ライブ配信・事前質問についてのご案内～

- 株主総会当日にご自宅等からでも株主総会の様子をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。
- 株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。

株主総会ライブ配信・事前質問につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※ 本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2025年6月26日となります。

1. 株主総会ライブ配信日時

2025年6月26日（木曜日） 10時～株主総会終了時刻まで

※ 当日ライブ視聴画面は、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

※ やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

2. 事前質問の受付期間

本招集通知到着時～2025年6月19日（木曜日）17時30分まで

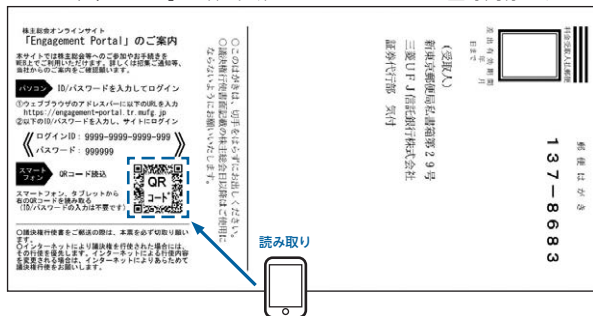
3. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集通知同封の議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

※ 同封の議決権行使書を紛失された場合、招集通知7ページ記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

- (1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）
- 議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。
「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- (2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

URL : <https://engagement-portal.tr.muftg.jp/>

- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

三愛UFJ信託銀行

Engagement Portal

ログインIDとパスワードを入力

① ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁

パスワード

② ☐ 利用規約に同意する

③ ログイン

© 2025 三愛UFJ信託銀行

4. 株主総会ライブ配信の視聴について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

※ 本サイトから、視聴環境のテストを事前に行っていただくことが可能ですので、是非ご活用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- ② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ✓ インターネット参加によりライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、**株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、インターネット参加により行うことはできません。**
- ✓ **議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内している「インターネット等による議決権行使」、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申し上げます。**
- ✓ 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ✓ インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ✓ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの通信環境（回線状況、通信速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ✓ SNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、硬くお断りさせていただきます。
- ✓ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

5. 事前質問について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。



- ② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

【事前質問にかかるご留意事項】

- ✓ ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ✓ ご質問は100文字以内でお願い申し上げます。
- ✓ いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただきます。その他の質問については、本株主総会終了後に当社ホームページ等に回答を掲載させていただく予定です。
- ✓ 事前質問の全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ✓ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

《推奨環境》

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS ※各最新	Windows	MacOS	iPadOS	iOS	Android
ブラウザ ※各最新	Google Chrome、 Microsoft Edge (Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

（上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。）

【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 （通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

（土日祝日等を除く平日9時～17時、ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで）

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	取締役会出席回数
1	むらお かずのり 村 尾 和 則	再任 男性 代表取締役社長 執行役員社長	17回／17回
2	かたおか もとひろ 片 岡 基 宏	再任 男性 取締役 常務執行役員	17回／17回
3	つる こういちろう 鶴 浩一郎	再任 男性 取締役 常務執行役員	17回／17回
4	まつだ けんじょう 松 田 健 城	再任 男性 取締役 執行役員	12回／12回
5	なかしょうたに ひろき 中庄谷 博 規	再任 男性 社外 社外取締役	17回／17回
6	いそわ はるみ 磯 和 春 美	再任 独立 社外 女性 社外取締役	17回／17回
7	かじわら ゆりこ 梶 原 祐理子	再任 独立 社外 女性 社外取締役	12回／12回

(注) 松田健城氏、梶原祐理子氏の両名は、2024年6月21日開催の第78回定時株主総会において新たに選任され就任したため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

候補者番号

1

むら お か ず の り
村 尾 和 則

(1965年1月24日生)

再任

男性

所有する当社の株式数
21,219株**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1988年 4月 当社入社
2010年 4月 当社西日本技術グループリーダー
2012年 4月 当社大阪本店工事部長
2013年 4月 当社執行役員
2015年 4月 当社大阪本店長兼名古屋支店担当
2015年 6月 当社取締役
2018年 4月 当社常務執行役員
2019年 4月 当社東京本店長
2020年 4月 当社代表取締役社長（現任）
当社執行役員社長（現任）
2022年 4月 当社DX推進本部長
2024年 4月 当社事業戦略本部長

選任理由

村尾和則氏は、代表取締役社長としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2015年から当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

かた お か も と ひ ろ
片 岡 基 宏

(1965年8月11日生)

再任

男性

所有する当社の株式数
7,774株**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1989年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
2015年 1月 同行玉造支店兼支社 支店長兼支社長
2018年 5月 当社入社 執行役員
当社経営企画部担当（現任）兼CSR推進室担当
2019年 6月 当社取締役（現任）
2020年 4月 当社監査部担当兼新規事業企画部担当（現任）
2022年 4月 当社常務執行役員（現任）
当社DX推進部担当兼システム部担当兼営業推進部担当
2024年 4月 当社DXシステム戦略部担当（現任）

選任理由

片岡基宏氏は、金融機関での任務を通じて、幅広い金融知識と豊富な経験を有し、2019年から当社取締役として経営企画部等を担当し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

つる
鶴

こういちろう
浩一郎

(1963年10月6日生)

再任

男性



所有する当社の株式数
7,662株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
2010年 3月 当社東京リニューアル事業部長
2013年 4月 当社執行役員
当社東京本店建設営業部長
2017年10月 当社東京本店工事部長
2020年 4月 当社東京本店長（現任）兼営業本部副本部長
2021年 6月 当社取締役（現任）
2022年 4月 当社設計部担当（現任）
2024年 4月 当社東京不動産事業部担当（現任）兼大阪不動産事業部担当（現任）
2025年 4月 当社常務執行役員（現任）

選任理由

鶴浩一郎氏は、営業部門等の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2013年から執行役員として、2021年から取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

まつ
松

だ
田

けん
健

じょう
城

(1965年7月16日生)

再任

男性



所有する当社の株式数
2,180株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
2020年 4月 当社執行役員（現任）
当社東京本店工事部長
2022年 4月 当社DX推進本部DX推進部長
2024年 4月 当社大阪本店長（現任）兼事業戦略本部副本部長
2024年 6月 当社取締役（現任）
2025年 4月 当社事業戦略部管掌（現任）

選任理由

松田健城氏は、技術部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2020年から執行役員として、2024年から取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

なかしょうたに

ひろ

き

中庄谷 博 規

(1970年3月12日生)

再任

社外

男性



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 旧ミサワホーム株式会社入社
 2020年 4月 ミサワホーム株式会社技術部長
 2022年 4月 同社執行役員（現任）
 同社商品・技術開発本部副本部長（現任）兼商
 品・技術開発本部技術部長（現任）
 2022年 6月 当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式数

一株

選任理由及び期待される役割の概要

中庄谷博規氏は、他社での執行役員の任務を通じて、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2022年から当社社外取締役として職務を適切に遂行していることから、引き続き社外取締役候補者としております。また、同氏には、業務提携の効果を十分に出すため、技術部門において、有用な提言等をいただくことを期待したためであります。

候補者番号

6

いそ

わ

はる

み

磯 和 春 美

(1963年4月12日生)

再任

社外

独立

女性



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 株式会社毎日新聞社入社
 2006年 4月 同社甲府支局長
 2017年 4月 同社デジタルメディア局長
 2018年 6月 同社第二営業本部長
 兼株式会社毎日広告社取締役
 2020年 6月 同社東京本社代表室長
 2021年 6月 株式会社神鋼環境ソリューション社外取締役
 2022年 6月 当社社外取締役（現任）
 2023年 6月 オリエンタル白石株式会社社外取締役（現任）

所有する当社の株式数

414株

選任理由及び期待される役割の概要

磯和春美氏は、他社での取締役、社外取締役の任務を通じて、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2022年から当社社外取締役として職務を適切に遂行していることから、引き続き社外取締役候補者としております。また、同氏が再任された場合は、報酬諮問委員会委員長、指名諮問委員会の委員として当社の役員報酬等の決定や役員候補者の選定に際し、独立した立場から関与いただく予定であります。

候補者番号

7

かじ わら ゆ り こ
梶 原 祐理子

(1963年10月13日生)

再任

社外

独立

女性

所有する当社の株式数
75株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 日本放送協会入局
2017年 6月 同大阪放送局編成部長
2019年 6月 同千葉放送局長
2021年 6月 同経営委員会事務局専任局長
2024年 6月 当社社外取締役（現任）
株式会社NSD社外取締役（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

梶原祐理子氏は、他社での豊富な経験と幅広い見識を有しており、2024年から当社社外取締役として職務を適切に遂行していることから、引き続き社外取締役候補者としております。また、同氏が再任された場合は、報酬諮問委員会、指名諮問委員会の委員として当社の役員報酬等の決定や役員候補者の選定に際し、独立した立場から関与いただく予定であります。

- (注) 1. 上記各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 中庄谷博規氏、磯和春美氏、梶原祐理子氏の3名は社外取締役候補者であります。
3. 中庄谷博規氏、磯和春美氏、梶原祐理子氏の3名と当社の間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。本総会において各氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金及び争訟費用による損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 磯和春美氏、梶原祐理子氏の両名は、株式会社東京証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社独自の独立性基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、各氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、社外取締役としての在任期間は、磯和春美氏が本総会終結の時をもって3年、梶原祐理子氏が1年となります。
6. 中庄谷博規氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

※当社独自の独立性基準は以下のとおりであります。

〔独立社外取締役の独立性基準〕

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

- (1) 当社及びその連結子会社（以下当社グループという）の出身者（その就任の前10年間において）
- (2) 当社の大株主で総議決権数の10%を超える株主及びその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先で当社の連結売上高の3%を超える者の業務執行者
- (4) 当社グループから多額（1千万円超）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家
- (5) 当社グループから多額（1千万円超）の寄付を受けている者
- (6) 当社グループの主要な借入先（連結総資産の5%超）又はその業務執行者（その就任の前10年間において）
- (7) 近親者（2親等以内）が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
- (8) 過去5年間に、上記（2）から（5）までのいずれかに該当していた者
- (9) 上記に掲げる事項のほか、当社から独立した立場をもって社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される者

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役等を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者である者を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬は、「固定報酬」「業績連動型金銭報酬」「業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度。以下「PSU制度」という。）」で構成されています。本議案はPSU制度の対象期間満了（2022年4月から2025年3月まで。）に伴い、当社が拠出する金員を原資として、当社が設定した信託が当社株式を取得し、取締役に当社株式が交付される、新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することをお願いするものであります。

当社は、2024年度から2030年度までの7か年を対象とする新中長期経営計画「Road to 100th anniversary～飛躍への挑戦～」を策定しております。企業価値増大への貢献意識と株主の皆さまとの利益共有意識を一層高めることおよび中長期経営計画に掲げる目標の達成を取締役により一層動機づけすることを目的として、本制度を導入いたします。

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、その内容は本招集ご通知29頁以下に記載のとおりですが、本議案をご承認いただくことを条件に、その概要を本招集ご通知17頁以下に記載の「（ご参考）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおりに変更することを予定しております。本制度の導入は、当該変更後の決定方針に沿うものであり、過半数が社外取締役で構成される報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）における審議を経て取締役会で決定していることから、導入は相当であると考えております。

本議案は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会の第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」にてご承認いただきました金銭報酬額の枠とは別枠で、取締役に對して業績連動型株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

また、本制度は、取締役を兼務しない執行役員（国内非居住者である者を除く。以下、本議案において同じ。）も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では対象となる執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につきその額および内容を提案するものであります。

2.本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役および執行役員 （社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者である者を除く。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記（2）のとおり。）	・ 3事業年度を対象として、500百万円
取締役等が交付等を受ける当社株式の数の上限および当社株式の取得方法 （下記（2）および（3）のとおり。）	・ 3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は153,000株 ・ 1事業年度あたりの平均である51,000株の発行済み株式総数（2025年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.48％ ・ 当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得。
③業績達成条件の内容 （下記（3）のとおり。）	・ 対象期間中の当社の株価関連指標等に応じて変動 ・ 当初の対象期間に用いる指標は株価関連指標（当社TSR）、および中長期の会社業績指標（連結営業利益）ならびに非財務指標（従業員エンゲージメント）とする。 ・ それぞれの達成度等に応じ、業績連動係数は0％～150％の範囲で決定
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 （下記（4）のとおり。）	・ 原則、取締役等を退任した時

（２）当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する３事業年度（当初は、2026年３月31日で終了する事業年度から2028年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度とし、信託期間の継続が行われた場合には、以降の各３事業年度）を対象とします（本制度の対象とする期間を、以下「対象期間」という。）。

当社は、対象期間毎に合計500百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間３年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。取締役等は、株式交付規程に従い予め定められたポイントが付与され、取締役等の退任時に、付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に相当する数の当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間毎に合計500百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、500百万円の範囲内とします。

また、本信託を終了する場合においても、信託期間の終了時に、受益者要件を充たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで一定期間に限り、本信託の信託期間を延長することがあります。ただし、その場合には取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

（３）取締役等が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法および上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、株式交付規程に従い、対象期間中の当社の株価関連指標等に応じて、原則、対象期間満了後に付与されるポイントの累積ポイント数により定まります。なお、取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数は、３事業年度を対象として153,000ポイントが上限となります。

１ポイント＝当社普通株式１株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式の分割・株式の併合等が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、交付等が行われる当社株式数を調整いたします。

（４）取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を、本信託から受けるものとします。

このとき、当該取締役等は、累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りの累積ポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が海外赴任により国内居住者でなくなる場合は、その時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当社株式の全てを、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、その時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、当該取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

（５）マルスならびにクローバック制度等

取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役等に対し本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失または没収（マルス）、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができる制度を設けます。

（６）本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

（７）信託期間の終了時の残余株式等の取扱い

対象期間における取締役等の減少等により、本信託の終了時（信託期間の延長が行われた場合には延長期間の満了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体へ寄附することを予定しております。

（８）その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更延長および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

【ご参考】「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要

第2号議案が原案通り承認可決された場合の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要は以下の通りです。

(1)基本方針

- ・業務執行取締役（取締役のうち社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）

短期の業績目標達成及び中長期の企業価値向上に向けた取締役の貢献意識と株主との利益共有意識を高める構成とする。

- ・非業務執行取締役（社外取締役）

高い客観性・独立性をもって経営を監督及び助言する立場を考慮し、固定報酬のみで構成する。

- ・監査等委員である取締役

企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、固定報酬のみで構成する。

上記のような方針のもと、報酬体系については、優秀な人材を獲得し永続的な企業価値向上へ貢献意識を高めることを目的とした構成とし、報酬水準については、外部の第三者機関による調査結果や従業員給与水準等を勘案しながら経営環境の変化を考慮の上、報酬諮問委員会にて定期的に審議を行い、その答申に基づき取締役会の決議にて見直すこととしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬額については報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で決定しておりますが、業績連動報酬については査定等を考慮しないこととしております。

(2)報酬体系及び報酬割合

1) 報酬体系

- イ．取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）

固定報酬、業績連動型金銭報酬、業績連動型株式報酬で構成しております。

固定報酬は、職責に応じて役位毎に決定する金銭報酬としており、短期インセンティブを目的とした業績連動型金銭報酬は、単年度の会社業績（連結営業利益）に連動する金銭報酬としております。また、中長期インセンティブを目的とした業績連動型株式報酬は、企業価値向上（株価関連指標）および中長期の会社業績（連結営業利益）ならびに非財務指標（従業員エンゲージメント）に連動する株式報酬としております。

- ロ．社外取締役、監査等委員である取締役

固定報酬のみで構成しております。

2) 報酬割合

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）の報酬割合は、取締役社長で固定報酬を

約60%、業績連動型金銭報酬を約20%、業績連動型株式報酬を約20%として構成されておりますが、この割合は、役位及び会社業績、株価の変動に応じて変動します。社外取締役、監査等委員である取締役の報酬は、全額固定報酬としております。

以 上

ご参考

取締役会と監査等委員会の多様性（第1号議案が承認された場合）

取締役 （監査等委員 である取締役 を除く。） 候補者番号	氏名	性別	社外	独立性 （社外のみ）	当社が期待する知見・経験※					
					企業経営	財務 会計	法務 コンプライアンス	D X I T	営業	技術
1	村 尾 和 則	男性			●			●	●	●
2	片 岡 基 宏	男性			●	●	●	●	●	
3	鶴 浩一郎	男性			●				●	●
4	松 田 健 城	男性			●			●	●	●
5	中庄谷 博 規	男性	●		●					●
6	磯 和 春 美	女性	●	●	●			●	●	
7	梶 原 祐理子	女性	●	●	●			●	●	

※ 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

監査等委員 である 取締役	氏名	性別	社外	独立性 （社外のみ）	当社が期待する知見・経験※					
					企業経営	財務 会計	法務 コンプライアンス	D X I T	営業	技術
在 任 中	前 田 延 宏	男性			●	●	●	●	●	●
	安 岡 正 晃	男性	●	●	●	●	●		●	
	谷 明 典	男性	●	●	●	●	●			

※ 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境が改善され、緩やかな回復が続いております。一方、関税をめぐるアメリカの政策動向及び諸外国の対応、不安定な為替の動向、金融政策の変更や継続する物価上昇などによる景気への影響も引き続き注視していく必要があります。

当建設業界では、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資も引き続き持ち直しの動きがみられるものの、建設資材の価格高騰や労働者賃金の上昇及び労働者不足の問題などにより、厳しい事業環境が続いております。

このような情勢のなか、当社グループは、新中長期経営計画「Road to 100th anniversary～飛躍への挑戦～」(2024年度～2030年度)の目標達成を目指して営業活動を展開した結果、当連結会計年度の経営成績は、受注高は114,727百万円(前連結会計年度比21.6%増)、売上高は89,027百万円(前連結会計年度比14.4%増)、繰越工事高は130,281百万円(前連結会計年度比25.6%増)となりました。利益面につきましては、営業利益が3,695百万円(前連結会計年度比132.4%増)、経常利益が3,710百万円(前連結会計年度比131.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益が2,060百万円(前連結会計年度比66.8%増)となりました。

受注高

第79期

114,727百万円

第78期

94,324百万円

前連結会計年度比
21.6% 増 ▲

売上高

第79期

89,027百万円

第78期

77,815百万円

前連結会計年度比
14.4% 増 ▲

経常利益

第79期

3,710百万円

第78期

1,602百万円

前連結会計年度比
131.6% 増 ▲

親会社株主に帰属する当期純利益

第79期

2,060百万円

第78期

1,235百万円

前連結会計年度比
66.8% 増 ▲

主な受注工事は、阪急阪神不動産株式会社：三鷹市下連雀3丁目計画新築工事、東京ガス不動産株式会社：根岸物流施設プロジェクト新築工事、大和ハウス工業株式会社：Dプロジェクトシルバー名古屋一社新築工事、メック都市開発13号特定目的会社・大正区鶴町デベロップメント特定目的会社：大阪市大正区鶴町冷凍冷蔵物流計画新築工事、穴吹興産株式会社：アルファステイツ新宮新築工事等であります。

主な完成工事は、東京建物株式会社・三信住建株式会社：目黒大橋マンション計画分譲棟新築工事、近鉄不動産株式会社：西区那古野一丁目PJ建設工事、積水ハウス株式会社：グランドメゾン北堀江2丁目計画、チェコ共和国：大阪・関西万博チェコナショナルパビリオン、伊藤忠都市開発株式会社：熊本住宅型有料老人ホーム新築工事等であります。

なお、当社グループは、建設事業並びにこれらの付帯業務を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度の受注高、売上高及び繰越高

(単位 百万円)

区 分		前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	次連結会計年度繰越高
建 設 事 業	建 築	103,716	114,477	87,941	130,253
	土 木	—	250	222	28
	計	103,716	114,727	88,163	130,281
不 動 産 事 業 等		—	—	864	—

(注) 当連結会計年度売上高は、建設事業については完成工事高、不動産事業等については不動産並びに労働者派遣業等の売上高によっております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました当社グループの設備投資の総額は、601百万円であります。

その主なものは、収益不動産の購入によるものであります。

3. 資金調達の状況

当社は、金融機関からの借入により運転資金の調達を行っており、当連結会計年度末における借入金の残高は3,204百万円となりました。

なお当社は、資金調達の機動性を確保するため、株式会社三菱UFJ銀行との間で7,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、その借入実行残高はありません。

4. 対処すべき課題

(1) 今後の見通し

今後の見通しにつきましては米国の政策変更に端を発する内外経済の減速懸念に加え、地政学的リスクによる社会経済への影響など、依然として不透明な状況が想定されます。

建設業界におきましては、エネルギー価格や原材料価格の高止まり、更なる人件費の上昇など、引き続き厳しい環境が続くものと思われます。

このような情勢のなか、当社グループは新中長期経営計画「Road to 100th anniversary～飛躍への挑戦～」(2024年度～2030年度)を策定し、2037年に迎える創業100周年に向けて、「建築事業の強靱化」「高収益ポートフォリオの拡充」「経営基盤の次世代化」という3つの挑戦を通じて、収益性の改善・企業価値の向上を目指してまいります。

次期の連結業績につきましては、売上高が96,400百万円(当連結会計年度比8.3%増)親会社株主に帰属する当期純利益は2,250百万円(当連結会計年度比9.2%増)と予想しております。

(2) 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について

当社は、より中長期目線での抜本的な変革を実現すべく2024年度から2030年度までの7か年を対象とする新中長期経営計画「Road to 100th anniversary～飛躍への挑戦～」を策定しております。

(<https://www.daisue.co.jp/ir/docs/a03e62617797b61c15063db2095d85cfc5d3b243.pdf>)

競争からの脱却に向けた「建築事業の強靱化」、積極投資・攻めの経営による土木や不動産を中心とした「高収益ポートフォリオの拡充」、これまでの基盤の刷新による「経営基盤の次世代化」という3つの挑戦による抜本的変革を実現し、創業100周年に向けて、プライム上場企業として飛躍的な成長を実現します。計画最終年度では、営業利益50億円以上(営業利益率5.0%以上)、PBR 1 倍以上を目指してまいります。

(3) C S Rの取り組み（マテリアリティ（重要課題））

1) 大末建設のマテリアリティ

当社では、2030年ビジョン「安心と喜びあふれる空間を創造する会社～お客さまの想いに寄り添い、人と地球にやさしい社会の実現を目指す～」の実現に向け、ESG/SDGsに関連する社会的課題及び事業活動における課題を整理し、マテリアリティ（重要課題）を特定いたしました。大末建設では、これらの取り組みを通じて持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2) マテリアリティの特定プロセス

①課題の抽出	社会的要請や当社の課題を踏まえ、ESG/SDGs関連課題を抽出する。
②重要課題の特定	抽出された課題に対し、ステークホルダーにおける重要度と当社経営上の重要度を考慮し、サステナビリティ委員会で重要課題を特定する。
③K P I と目標値の設定	特定された重要課題に対し、サステナビリティ委員会においてK P I 及び目標値を設定する。

※マテリアリティは内外環境や社会情勢に応じて適宜見直しを実施いたします。

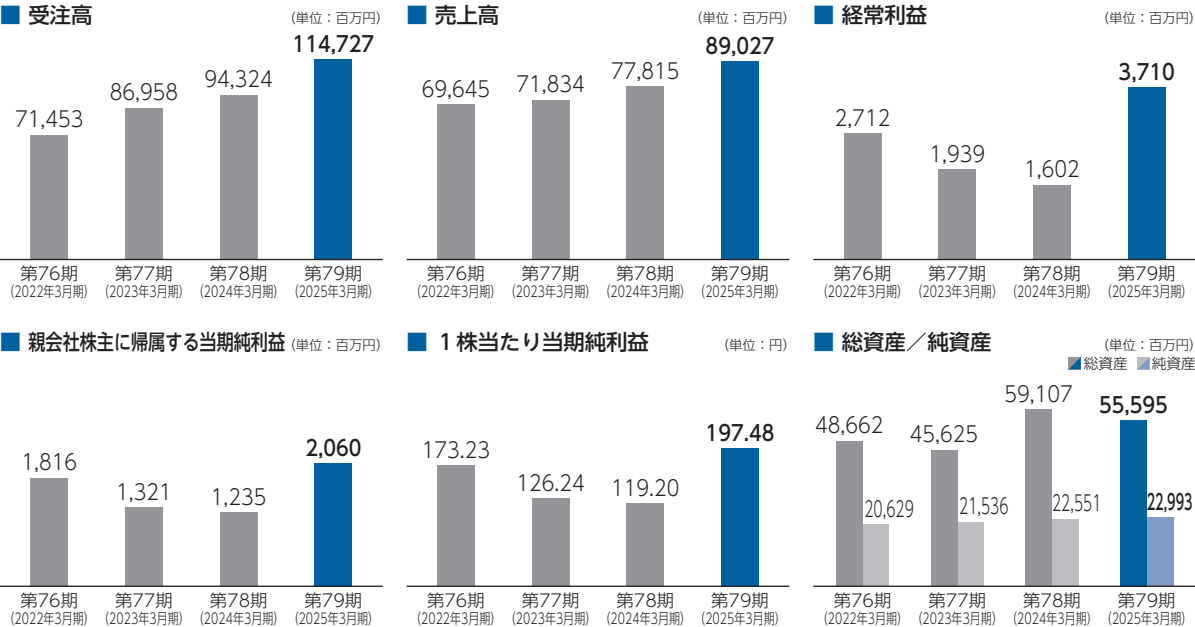
3) マテリアリティ

ESG	マテリアリティ (重要課題)	事業活動における 主な取り組み	指標 (KPI)	SDGs カテゴリー
 環境 E	気候変動に対する 取り組み	温室効果ガスの排出抑制	CO ₂ 排出量	 
		ZEB/ZEH/木造の推進	受注割合	
	環境に配慮した 事業活動	建築副産物の削減	発生原単位	
		建設リサイクルの推進	リサイクル率	
 社会 S	ワークライフバランスの 推進	時間外労働時間の削減	時間外労働時間	     
		作業所閉所の推進	4週8閉所実施率	
		男性の育休取得推進	育児休業取得率	
		従業員満足度の向上	従業員満足度	
	人材育成の強化	有資格者数の増加	資格保有者数の割合	
	労働安全衛生の確保	労働災害の抑制	度数率	
	ダイバーシティの推進	女性管理職の増加	女性管理職の割合	
		女性従業員の増加	女性従業員の割合	
	パートナーシップの推進	経験者(中途採用者)の増加	経験者の割合	
		建設キャリアアップ システムの導入推進	事業者/技能者登録率、 タッチ数	
 ガバ ナンス G	ガバナンスの強化	資本コストを意識した 経営の実現	PBR 1 倍割れへの 対応の開示	 
		サステナビリティ関連 開示の充実	マテリアリティ及び 進捗状況の開示	
	コンプライアンスの徹底	コンプライアンス意識 の向上	コンプライアンス教育 の実施率	

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第76期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第77期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第78期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第79期 (当連結会計年度) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
受 注 高 (百万円)	71,453	86,958	94,324	114,727
売 上 高 (百万円)	69,645	71,834	77,815	89,027
経 常 利 益 (百万円)	2,712	1,939	1,602	3,710
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,816	1,321	1,235	2,060
1 株当たり当期純利益 (円)	173.23	126.24	119.20	197.48
総 資 産 (百万円)	48,662	45,625	59,107	55,595
純 資 産 (百万円)	20,629	21,536	22,551	22,993

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。



6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
大末テクノサービス株式会社	50百万円	100%	建設事業、不動産管理業、労働者派遣業、警備業、保険代理業
やすらぎ株式会社	50	100	訪問看護事業
株式会社神島組	20	100	建設事業（土木）

(注) 当社の連結子会社は、上記の3社であります。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数42,456,900株
2. 発行済株式の総数10,614,225株
3. 株主数14,889名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ミサワホーム株式会社	2,042千株	19.55%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	842	8.07
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	256	2.45
大末建設従業員持株会	226	2.17
大末建設株式会社大親会持株会	219	2.10
山本良継	196	1.88
大末建設東京大親会持株会	176	1.69
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	169	1.62
東洋建設株式会社	152	1.46
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	143	1.38

(注) 持株比率は、自己株式（167,204株）を控除して算出しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 執行役員社長	村 尾 和 則	事業戦略本部長
取締役 常務執行役員	片 岡 基 宏	経営企画部担当兼新規事業企画部担当兼DXシステム戦略部担当
取締役 執行役員	鶴 浩 一 郎	東京本店長兼設計部担当兼東京不動産事業部担当兼大阪不動産事業部担当
取締役 執行役員	松 田 健 城	大阪本店長兼事業戦略本部副本部長
取 締 役	中 庄 谷 博 規	ミサワホーム株式会社執行役員
取 締 役	磯 和 春 美	オリエンタル白石株式会社社外取締役
取 締 役	梶 原 祐 理 子	株式会社NSD社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	前 田 延 宏	
取 締 役 (監査等委員)	安 岡 正 晃	NCD株式会社社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	谷 明 典	弁護士

(注) 1. 取締役中庄谷博規、磯和春美、梶原祐理子、取締役（監査等委員）安岡正晃及び谷 明典の各氏は社外取締役であります。
2. 取締役磯和春美、梶原祐理子、取締役（監査等委員）安岡正晃及び谷 明典の各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、前田延宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2025年4月1日以降に地位及び担当等の異動があった取締役は、次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
村 尾 和 則	代表取締役社長 執行役員社長 事業戦略本部長	代表取締役社長 執行役員社長	2025年4月1日

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
鶴 浩 一 郎	取締役 執行役員 東京本店長 兼設計部担当 兼東京不動産事業部担当 兼大阪不動産事業部担当	取締役 常務執行役員 東京本店長 兼設計部担当 兼東京不動産事業部担当 兼大阪不動産事業部担当	2025年4月1日
松 田 健 城	取締役 執行役員 大阪本店長 兼事業戦略本部副本部長	取締役 執行役員 大阪本店長 兼事業戦略部管掌	2025年4月1日

5. 当社は、執行役員制度を導入しております。2025年4月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

執行役員社長	村尾 和則	執行役員	松田 健城
常務執行役員	片岡 基宏	執行役員	木原 辰巳
常務執行役員	鶴 浩一郎	執行役員	石丸 将仁
		執行役員	三宅 嘉徳
		執行役員	下戸 康正
		執行役員	段原 俊也
		執行役員	岩本 雄大

2. 取締役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

1) 基本方針

① 業務執行取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）

短期の業績目標達成及び中長期の企業価値向上に向けた取締役の貢献意識と株主の利益共有意識を高める構成とする。

② 非業務執行取締役（社外取締役）

高い客観性・独立性をもって経営を監督及び助言する立場を考慮し、固定報酬のみで構成する。

③ 監査等委員である取締役

企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、固定報酬のみで構成する。

そのような方針のもと、報酬体系については、優秀な人材を獲得し永続的な企業価値向上へ貢献意識を高めることを目的とした構成とし、報酬水準については、外部の第三者機関による調査結果や従業員給与水準等を勘案しながら経営環境の変化を考慮のうえ、報酬諮問委員会にて定期的に審議を行い、その答申に基づき取締役会の決議にて見直すこととしております。

個別の報酬額については報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で決定しておりますが、業績連動報酬については査定等を考慮しないこととしております。

2) 報酬体系及び報酬割合

①報酬体系

イ．取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）

固定報酬、業績連動型金銭報酬、業績連動型株式報酬で構成しております。

固定報酬は、職責に応じて役位毎に決定する金銭報酬としており、短期インセンティブを目的とした業績連動型金銭報酬は、単年度の会社業績（連結営業利益）に連動する金銭報酬としております。また、中長期インセンティブを目的とした業績連動型株式報酬は、企業価値向上（株価関連指標）に連動する株式報酬としております。

ロ．社外取締役、監査等委員である取締役

固定報酬のみで構成しております。

②報酬割合

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）の報酬割合は、固定報酬を約65%、業績連動型金銭報酬を約18%、業績連動型株式報酬を約17%として構成されておりますが、この割合は、会社業績及び株価の変動に応じて変動します。社外取締役、監査等委員である取締役の報酬は、全額固定報酬としております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1) 固定報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬については、独立社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会にて、各取締役の業績評価を行い、その答申をもとに取締役会で報酬額を決定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬については、取締役の報酬を勘案し、監査等委員会で決定いたします。

2) 業績連動型金銭報酬（短期インセンティブ）

第71期（2017年3月期）より、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）を対象に、単年度の業績指標の目標として連結営業利益を掲げ、利益連動報酬とする業績連動型金銭報酬制度を導入し、2022年3月17日開催の取締役会決議において、第77期（2023年

3月期)より、業績連動型金銭報酬の算定式を変更しております。第79期の連結営業利益は3,695百万円であります。

業績連動型金銭報酬については、下記の計算方法にて算出することとしております。

①支給対象

支給対象となる取締役は、法人税法第34条第1項第3号に規定される業務執行取締役であり、監査等委員である取締役及び社外取締役は含みません。

②計算方法

業務執行取締役に支給する業績連動型金銭報酬は、以下のとおり、取締役の役員に応じて定められた係数をもとに計算しております。法人税法第34条第1項第3号イに規定する「当該事業年度の利益に関する指標」については、当該事業年度の連結営業利益としております。

業績連動型金銭報酬の算定式

連結営業利益×0.385%×各業務執行取締役の役位別係数

(ただし、千円未満を切捨てとする。)

業務執行取締役の役位別係数

役位	役位別係数
取締役会長	0.78
取締役社長	1.00
取締役執行役員副社長	0.64
取締役専務執行役員	0.56
取締役常務執行役員	0.48
取締役執行役員	0.36

③業績連動型金銭報酬の上限額

業務執行取締役に支給する業績連動型金銭報酬の額は、それぞれ取締役会長18,018千円、取締役社長23,100千円、取締役執行役員副社長14,784千円、取締役専務執行役員12,936千円、取締役常務執行役員11,088千円、取締役執行役員8,316千円を超えない金額とします。

連結営業利益が60億円以上の場合は、連結営業利益を60億円として業績連動型金銭報酬を計算します。

④留意事項

取締役の在籍期間が12ヶ月に満たない場合は、職務執行期間を満了した場合の業績連動型

金銭報酬額を、在籍月数で按分計算した金額を支給するものとし、1ヶ月に満たない日数については、在籍日数で日割計算した金額を支給するものとします（ただし、千円未満を切捨てとする。）。

なお、期末後から定時株主総会（定時株主総会の日を含む。）までの退任については、当該期間における業績連動型金銭報酬は支給いたしません。

3) 業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象とした「業績連動型株式報酬制度」（パフォーマンスシェア・ユニット制度）を導入しております。

①本制度概要

対象取締役に対して、連続する3事業年度（2022年4月から2025年3月までの期間。）に対応した職務執行期間（2022年7月から2025年6月までの期間。）における報酬として、業績評価目標の達成度等に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。対象取締役への金銭報酬債権の付与及び当社普通株式の交付は職務執行期間終了後に行うため、本制度の導入時点では、対象取締役に対して金銭報酬債権及び当社普通株式を付与及び交付するか否か並びに支給する金銭報酬債権額及び交付株式数は確定しておりません。

②交付要件

職務執行期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を交付するものといたします。また、当社普通株式の交付は、自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役及び当該自己株式の処分については、職務執行期間経過後の当社取締役会において決定いたします。

イ. 2025年3月末日の流通株式数に、2025年1月から2025年3月の3か月間の東証の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じた流通株式時価総額が100億円を超えていること

ロ. 2025年6月末日時点で東証プライム市場への上場を維持し、かつ東証プライム市場以外の市場に指定替えされること等が決まっていないこと

③本制度に係る株式総数の上限

対象取締役が交付を受ける職務執行期間に係る当社普通株式の総数は、64,000株以内といたします。また、職務執行期間中に当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合等、本制度で処分される当社普通株式の総数の調

整が必要となる事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

④取締役が交付を受ける当社株式の数の算定方法

職務執行期間終了後に各対象取締役に交付する当社普通株式の数（以下「株式交付ユニット」という。）は、1ユニット＝1株とし、当社取締役会において対象取締役の役位及び在任期間に応じて決定した基準ユニットに、業績連動係数を乗じて決定いたします。業績連動係数は、2022年3月31日から2025年3月31日までの当社T S R（Total Shareholder Return（株主総利回り））を、同期間の東証株価指数（以下「TOPIX」という。）の成長率で除して算出いたします。業績連動係数の上限は120%とし、株式交付ユニットの総数の上限を64,000ユニットといたします。

具体的には、以下の算定式に従って算定いたします。また、職務執行期間中に当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、その他以下の算定項目の調整が必要となる事由が生じた場合には、当該項目を合理的な範囲で調整いたします。

（算定式）

株式交付ユニット＝基準ユニットの累計×業績連動係数（※）

（※）業績連動係数は、以下の算定式に従って算定します。

業績連動係数＝当社T S R ÷ 東証TOPIXの成長率

当社T S R＝（B＋C）÷ A

東証TOPIXの成長率＝E ÷ D

A：東証における2022年3月31日時点の普通株式の終値

B：東証における2025年3月31日時点の普通株式の終値

C：第77期（2023年3月期）から第79期（2025年3月期）の剰余金の配当に係る
1株当たり配当総額

D：2022年3月31日時点のTOPIX（配当込み）の終値

E：2025年3月31日時点のTOPIX（配当込み）の終値

⑤1株当たりの払込金額

本制度により割当を受ける当社普通株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当に関する取締役会決議の前営業日における東証の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、取締役会において決議いたします。

なお、対象取締役に支給する金銭報酬債権の額は以下の算定式に従って算定いたします。

対象取締役に支給する金銭報酬債権額＝株式交付ユニット×1株当たりの払込金額

⑥株式交付時期

職務執行期間経過後の権利確定日から2か月以内に交付いたします。権利確定日とは、支給条件の確定する2025年6月30日とします。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	132	102	30	—	7
取 締 役 (監 査 等 委 員)	29	29	—	—	3
合 計 (うち社外役員)	161 (28)	131 (28)	30 (—)	—	10 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の員数には、無報酬の取締役（監査等委員を除く）2名（うち社外取締役2名）を含みません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の員数には、2024年6月21日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名が含まれております。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において、年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は1名）です。また、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）に対しては、2022年6月24日開催の第76回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度を導入することを決議いただいております。金銭報酬とは別枠で、同制度の対象期間（3事業年度）における交付する当社普通株式の上限を64,000株とすることも合わせて決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）（決議時点では監査役）の員数は3名です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の会社の重要な兼職の状況

地 位	氏 名	兼 職 先 会 社 名 及 び 兼 職 の 内 容
取 締 役	中 庄 谷 博 規	ミサワホーム株式会社 執行役員
取 締 役	磯 和 春 美	オリエンタル白石株式会社 社外取締役
取 締 役	梶 原 祐 理 子	株式会社NSD 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	安 岡 正 晃	NCD株式会社 社外取締役

(注) 1. 中庄谷博規氏は、資本業務提携先であり、その他の関係会社であるミサワホーム株式会社の執行役員であります。
2. オリエンタル白石株式会社、株式会社NSD及びNCD株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 中庄谷 博規	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回全てに出席し、他社での豊富な経験と知見に基づき、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて、特に技術部門において適切な助言・提言等を行っております。
社外取締役 磯和 春美	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回全てに出席し、他社での取締役、社外取締役を歴任して培った、豊富な経験から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。また、報酬諮問委員会は4回、指名諮問委員会は3回各々全てに出席し、報酬諮問委員会の委員長として役員報酬制度の見直し、報酬決定プロセスの透明性、客観性を高めること等に主導的に貢献しております。指名諮問委員会では、役員選任プロセスの透明性、客観性を高めることに貢献しております。
社外取締役 梶原 祐理子	当事業年度開催のうち就任後に開催された取締役会12回のうち12回全てに出席し、他社での豊富な経験から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。また、報酬諮問委員会は当事業年度開催のうち就任後に開催された3回全てに出席し、指名諮問委員会は当事業年度開催のうち就任後に開催された2回全てに出席し、役員選任プロセス、報酬決定プロセスの透明性、客観性を高めることに貢献しております。
社外取締役（監査等委員） 安岡 正晃	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回全てに出席し、金融機関及び他社での取締役や監査役を歴任して培った、豊富な経験から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち13回全てに出席し、監査結果についての意見交換並びに監査に関する重要事項の審議等を行っております。報酬諮問委員会は4回、指名諮問委員会は3回各々全てに出席し、役員選任プロセス、報酬決定プロセスの透明性、客観性を高めることに貢献しております。
社外取締役（監査等委員） 谷 明典	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回全てに出席し、法曹界で培ってきた広範な知識・経験等から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち13回全てに出席し、監査結果についての意見交換並びに監査に関する重要事項の審議等を行っております。報酬諮問委員会は4回、指名諮問委員会は3回各々全てに出席し、役員選任プロセス、報酬決定プロセスの透明性、客観性を高めることに貢献しております。

VII. 配当政策

株主の皆様への利益還元につきましては、株主の裾野拡大を視野に入れた持続的・安定的な株主還元を念頭に、当期の業績、将来の見通し等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。また、配当方針として、更なる企業価値の向上に向けて積極的な成長投資と安定的な株主還元を行うという考えのもと、総還元性向50%以上かつDOE4.0%以上としております。なお、将来の事業環境や業績等に想定外の変化が生じた場合には、配当方針の見直しを実施する予定であります。

当期の配当につきましては、1株当たり年99円（中間配当44.5円、期末配当54.5円）とさせていただきます。

次期の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針を踏まえ、1株当たり年108円（中間配当54円、期末配当54円）とする予定であります。今後も安定配当に向けての経営基盤の強化と持続的成長のための施策に取り組んでまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	48,264
現 金 預 金	4,458
受取手形、完成工事未収入金及び契約資産	38,547
電 子 記 録 債 権	3,759
販 売 用 不 動 産	23
未 成 工 事 支 出 金	954
そ の 他	522
貸 倒 引 当 金	△0
固 定 資 産	7,330
有 形 固 定 資 産	2,998
建 物 ・ 構 築 物	1,562
機械、運搬具及び工具器具備品	2,122
土 地	1,662
減 価 償 却 累 計 額	△2,347
無 形 固 定 資 産	1,999
技 術 関 連 資 産	1,356
ソ フ ト ウ エ ア	619
そ の 他	23
投 資 そ の 他 の 資 産	2,332
投 資 有 価 証 券	898
長 期 貸 付 金	22
繰 延 税 金 資 産	174
退 職 給 付 に 係 る 資 産	939
そ の 他	297
貸 倒 引 当 金	△0
資 産 合 計	55,595

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	28,053
工 事 未 払 金	11,461
電 子 記 録 債 務	6,958
短 期 借 入 金	200
1年内返済予定の長期借入金	349
未 払 法 人 税 等	1,609
未 成 工 事 受 入 金	5,229
完 成 工 事 補 償 引 当 金	409
賞 与 引 当 金	366
株 式 給 付 引 当 金	164
そ の 他	1,303
固 定 負 債	4,548
長 期 借 入 金	2,654
繰 延 税 金 負 債	13
退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,827
そ の 他	53
負 債 合 計	32,601
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	22,758
資 本 金	4,324
資 本 剰 余 金	292
利 益 剰 余 金	18,330
自 己 株 式	△188
その他の包括利益累計額	235
その他有価証券評価差額金	79
退職給付に係る調整累計額	155
純 資 産 合 計	22,993
負 債 純 資 産 合 計	55,595

連結損益計算書 (2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	88,163	89,027
不 動 産 事 業 等 売 上 高	864	
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	80,058	80,751
不 動 産 事 業 等 売 上 原 価	693	
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	8,104	8,275
不 動 産 事 業 等 総 利 益	170	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,580
営 業 利 益		3,695
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	120
受 取 配 当 金	100	
そ の 他	18	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	56	105
支 払 手 数 料	42	
そ の 他	6	
経 常 利 益		3,710
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,308	1,308
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3	1,468
減 損 損 失	1,464	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,550
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,770	1,490
法 人 税 等 調 整 額	△280	
当 期 純 利 益		2,060
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,060

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

大 末 建 設 株 式 会 社
取締役会 御中

2025年5月21日

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山 内 紀 彰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大末建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大末建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

大 末 建 設 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2025年5月21日

太陽有限責任監査法人
大阪事務所指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 沖 聡
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 山 内 紀 彰
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大末建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

大末建設株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 前 田 延 宏 ㊞

監 査 等 委 員 安 岡 正 晃 ㊞

監 査 等 委 員 谷 明 典 ㊞

(注) 監査等委員 安岡正晃及び谷 明典の両名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会 会場ご案内略図

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号
久太郎町恒和ビル9階 当社会議室
TEL 06 (6121) 7121



※当日サポートが必要な方は、会場にてスタッフに気軽にお声がけください。



交通

大阪メトロ堺筋線

堺筋本町駅 (11番出口) 徒歩4分

大阪メトロ御堂筋線／中央線

本町駅 (12番出口) 徒歩7分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。